

農山漁村振興交付金（都市農村交流等）に関する事業評価の運用について

第1 趣旨

本通知は、事業実施主体が行う農山漁村振興交付金のうち別表1に掲げる事業について、当該事業の実施に当たりよるべき実施要領（以下「実施要領」という。）に基づいて事業承認者が行う当該事業の評価（以下「事業評価」という。）の実施方法等について定めたものである。事業評価の実施に当たっては、農山漁村振興交付金交付等要綱（令和3年4月1日付け2農振第3695号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び実施要領によるほか、本通知によるものとする。

第2 評価委員会の位置づけ

1 評価委員会の設置

事業承認者は、事業評価に当たって、実施要領に基づき有識者で構成する第三者機関として評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

また、評価委員会を構成する有識者については、評価委員会開催の前年度末までに選定するよう努める。

2 事業承認者による事業評価案の作成と評価委員会への提示

事業承認者は、評価委員会による評価及び検証に供するため、事業実施主体ごとに、評価資料の案（別紙様式第2号）、必要に応じて重点指導通知（別紙様式第3号）及び重点指導結果（別紙様式第4号）の案を作成し、その他の事業実施主体が作成する資料等と併せて評価委員会に提示する。提示資料の一覧を別表2に示す。

3 評価委員会による評価及び検証

評価委員会は、事業承認者による事業評価がより適切なものとなるよう、事業評価の案に基づき、事業の評価及び検証を行う。

このとき、事業承認者は、目標の達成状況が低調である等の事業実施主体に対して重点的な指導その他具体的な助言が得られるよう、評価委員会からの意見の聴取に努める。

なお、評価委員会の開催に当たっては、必要に応じて現地調査を実施するなど評価委員会が実情を踏まえた評価及び検証が可能となるよう努める。また、評価委員会の機動的かつ円滑な開催を図る観点から、テレビ会議システム等の活用を積極的に検討する。

4 事業承認者による指導・助言

事業承認者は、3で聴取した評価委員会の意見を踏まえ、事業実施主体に対して指導・助言を行う。

第3 事業評価の実施方法

事業承認者は、事業実施主体から提出された「農山漁村振興推進計画及び事業実施計画」（以下「計画」という。）及び「事業実施評価書」に基づき、以下の1から3までにより取組の実施状況、事業実績及び事業実施体制について、以下の4により総合的評価を行うものとする。

1 取組の実施状況の評価

(1) 各取組の実施状況の判定

計画に位置付けられた各取組について、実施予定数に対する事業実施評価書に記載さ

れた当該取組の実績（実施数）の割合を実施率として算出し、次の基準により判定する。

（判定基準）

- a：実施率 90%以上
- b：実施率 50%以上 90%未満
- c：実施率 50%未満

なお、以下①又は②に該当する取組の実施状況は、「－」と判定する。

- ① 自然災害等やむを得ない理由により、当該年度中に全く実施できず、実施要領に基づき計画の変更を行って、次年度以降の行うものとした取組
- ② 農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成 30 年 3 月 28 日付け 29 農振第 2292 号農林水産省農村振興局長通知。以下「農泊実施要領」という。）別表 1 の事項 5 の事業において、計画に位置付けられた整備内容が目標年度の前年度までに完了している取組

また、事業実施主体の判断で計画に位置付けられていない取組が行われている場合、評価委員会の意見を聴取し、当該取組が計画に位置付けられた目標の達成に資するものであり、その妥当性が認められたものについては、当該取組を計画に位置付けられたものとみなし、その実施率を上記の基準により判定することとする。

（2）取組の実施状況の評価

（1）の判定結果を基に、次の基準により評価する。

（評価基準）

- A：a 判定の取組が半数以上を占め、かつ、c 判定又は「－」判定の取組がない場合
- B：A 評価、C 評価又は評価対象外のいずれにも該当しない場合
- C：計画に「主要な取組」として位置づけられた取組に c 判定がある場合
- 評価対象外：「－」判定の取組のみである場合

2 事業実績の評価

（1）各目標の達成状況の判定

計画に位置付けられた各目標について、目標値に対する事業実施評価書に記載された当該目標の実績値の割合を達成率として算出し、次の基準により判定する。

（判定基準）

- a：達成率 90%以上
- b：達成率 50%以上 90%未満
- c：達成率 50%未満

なお、施設整備の設計段階など数値目標が設定されていない場合や、1 の（1）なお書きに該当する取組に係る目標については、「－」と判定する。

ただし、上記基準にかかわらず、以下①から③までのいずれかに該当する場合には、それぞれの目標について c 判定とする。

- ① 地域活性化対策又は都市農業機能発揮対策の各目標については、3 年続けて達成率 70%未満となった場合
- ② 農泊推進対策の各目標については、2 年続けて達成率 70%未満となった場合
- ③ 農福連携対策の雇用及び就労の目標については、3 年続けて達成率 70%未満となった場合

（2）事業実績の評価

(1) の判定結果を基に、次の基準により評価する。

(評価基準)

A : a 判定の目標が半数以上を占め、かつ、c 判定又は「－」の目標がない場合

B : A 評価、C 評価又は評価対象外のいずれにも該当しない場合

C : c 判定の目標がある場合

評価対象外 : 「－」判定の目標のみである場合

ただし、以下①から③までに該当する場合には、上記基準によらない。

① 農泊実施要領別表 1 の事項 1、2 及び 5 の事業において、農泊実施要領第 5 の 1 の (1) のイの (オ) に定められた地域の売上高及び延べ宿泊者数の目標の判定結果がいずれも a 判定となった場合は A 評価とする。

② 農泊実施要領別表 1 の事項 3 の (1) の事業、(2) のア及びイの事業並びに (3) の事業のうち、いずれか 1 つの事業を実施する場合は、農泊実施要領第 5 の 1 の (1) のイの (カ) に事業ごとに定められたインバウンドによる地域の売上高及び延べ宿泊者数等の目標の判定結果がいずれも a 判定となった場合に限り A 評価とする。

③ 農泊実施要領別表 1 の事項 3 の (2) のア及びイの事業並びに (3) の事業のうち複数の事業を実施する場合は、農泊実施要領第 5 の 1 の (1) のイの (カ) に事業ごとに定められた新たに開発したメニュー等の売上高及び延べ利用者数等の目標の判定結果がいずれも a 判定となった事業が半数以上であり、かつ、c 判定又は「－」の目標がない場合に限り A 評価とする。

④ 農福連携対策については、c 判定が 2 つ以上又は雇用及び就労の目標が c 判定となった場合は C 評価とする。

3 事業実施体制の評価

次の基準により評価する。

(評価基準)

A : 明確に役割分担されるなど計画どおりに事業実施体制が整備されている場合

B : 事業実施体制がおおむね整備され、事業実施に支障を来していない場合

C : 事業実施体制が整備されておらず、事業実施に重大な支障を来している場合

4 総合的評価

1 から 3 までの評価結果を基に、次の基準により評価する。

(評価基準)

A : A 評価が半数以上であり、かつ、C 評価がない場合

B : A 評価、C 評価又は評価対象外のいずれにも該当しない場合

C : 1 又は 2 が C 評価である場合

評価対象外 : 1 又は 2 が「評価対象外」である場合

ただし、以下①又は②に該当する場合には、上記基準によらない。

① 農泊実施要領第 5 の 1 の (1) のイの (イ) 又は (ウ) に定められた事項が行われていない場合は C 評価とする。

② 農泊実施要領別表 1 の事項 5 の事業において、計画に位置付けられた整備内容が目標年度の前年度までに完了している場合は次の基準により行う。

A : 2 及び 3 のいずれも A 評価である場合

B：A評価及びC評価のいずれにも該当しない場合

C：2がC評価である場合

第4 重点指導

事業承認者は、総合的評価がC評価となった事業実施主体に対して、別紙様式第3号により重点的な指導・助言を行うこととする。

第5 公表

事業承認者は、別紙様式第5号により、評価対象となる事業実施主体の名称、評価結果、評価委員会の意見等を原則として評価を行った年度の8月末までに公表するものとする。

また、第4の重点指導の結果についても別表様式第4号により併せて公表するものとする。

附 則

- 1 この通知は令和5年2月9日から施行する。

別表 1 事業評価の対象事業一覧

対策名	事業名	
地域活性化対策	活動計画策定事業	
	農山漁村関わり創出事業	農山漁村体験研修の実施
		情報の発信及び共有
		農村プロデューサー養成講座の実施
農泊推進対策	農泊推進事業	
	人材活用事業	
	農泊地域高度化促進事業	
	施設整備事業	
農福連携対策	農福連携支援事業	
	農福連携整備事業	
都市農業機能発揮対策	都市農業共生推進等地域支援事業	

別表 2 提示資料一覧

資料名	作成主体	様式番号	備考
事業実施主体評価一覧	事業承認者	別紙様式第 1 号	
評価資料	事業承認者	別紙様式第 2 号	
事業実施評価書	事業実施主体	— (実施要領に規定)	
農山漁村振興推進計画 及び事業実施計画	事業実施主体	— (実施要領に規定)	必要に応じて添付
重点指導通知	事業承認者	別紙様式第 3 号	必要に応じて添付
重点指導結果	事業承認者	別紙様式第 4 号	必要に応じて添付

令和〇〇年度 農山漁村振興交付金(【※】対策) 事業実施主体 評価一覧

●【※】対策

【令和〇年度採択】

農政局等	都道府県	市町村	事業実施主体名	事業実施段階								総合的評価	取組状況	事業実績		実施体制	評価コメント
				R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8			目標	その他		
〇〇	〇県	〇市	〇〇協議会														

(注1) 「事業実施段階」の凡例: ソフト事業 ○・・・交付対象年度(計画) ●・・・交付対象年度(実施済) □・・・目標年度(計画) ■・・・目標年度(実施済)
ハード事業 ☆・・・交付対象年度(計画) ★・・・交付対象年度(実施済) ◇・・・目標年度(計画) ◆・・・目標年度(実施済)
重点指導 ▼・・・重点指導(通知) △・・・重点指導(結果報告予定) ▲・・・重点指導(結果報告済)

(注2) 「総合的評価、取組状況、事業実績、実施体制」の区分:A、B、C、評価対象外 (事業実績の内訳については、a、b、c、ー)

【※】には事業評価実施要領の別表1に記載の対策名から該当するものを記載すること。

(事業期間) R〇~R〇	〇〇〇協議会 (〇〇県〇〇郡〇〇町)	(※2) 事業名を 記入	(全体のポイント) (事業の全体的な内容のポイントを簡潔に記入)	事務局名を 記入
(目標年度) R〇				

総合的評価	事業実施 主体名	事業実施 年度	事業実施段階								総合的評価	取組 状況	事業実績		実施 体制
	〇〇協議会		R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8			(※3) 目標	(※4) その他	

【「事業実施段階」の凡例】

- ソフト事業
 - ・・・交付対象年度(計画) ●・・・交付対象年度(実施済)
 - ・・・目標年度(計画) ■・・・目標年度(実施済)
- ハード事業
 - ☆・・・交付対象年度(計画) ★・・・交付対象年度(実施済)
 - ◇・・・目標年度(計画) ◆・・・目標年度(実施済)
- 重点指導
 - ▼・・・重点指導(通知済) △・・・重点指導(結果報告予定)
 - ▲・・・重点指導(結果報告済)

【総合的評価、「取組状況、事業実績、実施体制」の区分】
A、B、C、評価対象外 (事業実績の内訳については、a、b、c、-)

評価コメント

①取組状況：評価● (評価理由)

・△△事業

番号	取組内容	計画		主要な取組 (○を記入)	実績		判定 (a, b, cを記入)
		実施予定数			実施数	実施率 (%)	
		数量	単位				

③実施体制：評価● (評価理由)

- 〇〇〇協議会
(例) 令和4年度設立予定
- 事務局
 - 〇〇〇〇
(事務処理、会計、企画、プログラム開発・運営)
 - 〇〇〇〇
(農作業指導・補助)
 - 〇〇〇〇
(ネットワークを活かした人材発掘)
 - 〇〇〇〇
(ボランティア団体、ツリーハウスなど森林整備)
 - 〇〇〇〇
(施設整備)

②事業実績：評価● (評価理由)

目標	事業実施 年度	R〇 (現状)	R〇		R〇		R〇		
		目標値	実績値	(達成率)	(評価)	目標値	実績値	(達成率)	(評価)
(※3) 目標 (単位：〇〇)				(%)	()			(%)	()
(※4) その他の指標 (単位：〇〇)				(%)	()			(%)	()

別紙様式第2号（別表）

※1 対策名	※2 事業名	※3（事業実績の表中の記載） 数値目標	※4（事業実績の表中の記載） 評価指標	
地域活性化対策	活動計画策定事業	<ul style="list-style-type: none"> ・都市と農山漁村の人々が交流するための取組に係る数値目標（交流人口等） ・都市住民が農山漁村に定住するための取組に係る数値目標（移住者数等） ・農山漁村で暮らす人々が引き続き住み続けるための取組に係る数値目標（転出者数等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の実現状況等を評価するための指標 	
	農山漁村 関わり 創出 事業	農山漁村 体験研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・研修生が農山漁村での地域活動へ関心を持つことに係る定量的な目標 ・就職氷河期世代の研修生に係る数値目標 	<ul style="list-style-type: none"> ・農村体験研修を受けた人数 ・研修の受入地域数
		情報の発信及び共有	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な人材に農山漁村を知ってもらい、新たな活躍の場として認知してもらえた度合等を定量的、定性的な目標 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報発信の効果に係る評価指標として、事業全体の効果を測る定量的な指標
		農村プロデューサー 養成講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・入門コースの受講人数（全ての回の延べ受講人数）について定量的な目標 	<ul style="list-style-type: none"> ・講座開催の周知回数等 ・ネットワークを活用し、地域づくりの事例に関する情報発信や有識者との相談会開催の回数等
農泊推進対策	農泊推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・売上高[万円] ・延べ宿泊者数[人泊] 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標の達成に向けた指標 	
	人材活用事業			
	施設整備事業			
	農泊地域高度化促進事業	<p>（以下のうち該当するもの）</p> <p>①インバウンド対応 →インバウンドによる「売上高」及び「延べ宿泊者数」</p> <p>②高付加価値化対応（食） →新たに開発したメニュー等の「売上高」及び「延べ利用者数」</p> <p>③高付加価値化対応（景観） →新たに開発した体験プログラムの「売上高」及び「延べ利用者数」</p> <p>④ワーケーション対応 →ワーケーションによる「売上高」及び「延べワーケーション利用者数」</p>		
農福連携対策	農福連携支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等の雇用又は就労者数[人] ・当該農園以外での障害者等の雇用者又は就労数[人]※ 	<ul style="list-style-type: none"> ・売上高[円] ・交流人口[人] ・その他実現しようとする数値目標 	
	農福連携整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ※事業内容が「ユニバーサル農園の開設及び運営のみ」である場合 		
都市農業機能発揮対策	都市農業共生推進等地域 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業実施主体が設定した目標及び評価指標 		

●●●第●●号
年 月 日

事業実施主体名
代表者名 殿

事業承認者

【 ※1 】の事業の改善について

貴団体における【 ※1 】の取組について、低調であることから、【 ※2 】の規定に基づき下記のとおり通知するので、目標達成に向けて改善を図られたい。

(注) 【※1】～【※2】には、別表に記載の内容からそれぞれ該当するものを転記すること。

記

1. 事業名(事業採択年度)
2. 評価委員会での評価コメント
3. 目標達成に向けた指導・助言等

※1 事業実施（評価対象）年度と 交付金名及び対策名	採択年度	※2 実施要領名及び制定年度・文書番号及び改正年度及び文書番号並びに根拠項目番号	備考
令和4年度農山漁村振興交付金（都市農村共生・対流及び地域活性化対策）	平成28年度	農山漁村振興交付金実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知）別紙1の第8の4	
令和4年度農山漁村振興交付金（地域活性化対策）	令和元年度	農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知（平成31年3月29日付け30農振第4047号による改正後のもの））の第11の4	
	令和2年度	農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知（令和2年4月1日付け元農振第3632号による改正後のもの））の第11の4	
	令和3年度	農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知（令和3年4月1日付け2農振第3780号による改正後のもの））の第18の4	
	令和4年度	農山漁村振興交付金（地域活性化対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2262号農林水産省農村振興局長通知（令和4年4月1日付け3農振第2925号による改正後のもの））の第13の4	
令和4年度農山漁村振興交付金（農泊推進対策）	平成29年度	農山漁村振興交付金実施要領（平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知（平成30年2月1日付け29農振1767号による改正後のもの））別紙7の第8の4	
	平成30年度	農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知）第14の1の（4）	
	令和元年度	農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知（平成31年3月29日付け30農振第2891号による改正後のもの））第14の1の（4）	農泊推進事業、人材活用事業、施設整備事業
	令和元年度	農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知（平成31年3月29日付け30農振第2891号による改正後のもの））第14の2の（4）	農泊地域高度化促進事業
	令和2年度	農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知（令和2年4月1日付け元農振第2608号による改正後のもの））第14の1の（4）	
	令和3年度	農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知（令和3年4月1日付け2農振第3765号による改正後のもの））第14の1の（4）	
	令和4年度	農山漁村振興交付金（農泊推進対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2292号農林水産省農村振興局長通知（令和4年4月1日付け3農振第2980号による改正後のもの））第14の4	
令和4年度農山漁村振興交付金（農福連携対策）	平成30年度	農山漁村振興交付金（農福連携対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2271号農林水産省農村振興局長通知）第15の4	
	令和元年度	農山漁村振興交付金（農福連携対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2271号農林水産省農村振興局長通知（平成31年3月29日付け30農振第2884号による改正後のもの））第15の4	
	令和2年度	農山漁村振興交付金（農福連携対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2271号農林水産省農村振興局長通知（令和2年4月1日付け元農振第3527号による改正後のもの））第15の4	
	令和3年度	農山漁村振興交付金（農福連携対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2271号農林水産省農村振興局長通知（令和3年4月1日付け2農振第3743号による改正後のもの））第14の4	
	令和4年度	農山漁村振興交付金（農福連携対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2271号農林水産省農村振興局長通知（令和4年4月1日付け3農振第3030号による改正後のもの））第14の4	
令和4年度農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）	令和元年度	農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2293号農林水産省農村振興局長通知（平成31年3月29日付け30農振第3944号による改正後のもの））第15の5	
	令和2年度	農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2293号農林水産省農村振興局長通知（令和2年4月1日付け元農振第2599号による改正後のもの））第15の5	
	令和3年度	農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2293号農林水産省農村振興局長通知（令和3年4月1日付け2農振第3661号による改正後のもの））第15の5	
	令和4年度	農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）実施要領（平成30年3月28日付け29農振第2293号農林水産省農村振興局長通知（令和4年4月1日付け3農振第2898号による改正後のもの））第15の5	

事業実施主体名: ○○協議会

年 月 日作成

都道府県名 市町村名	事業採択 年度	取組概要(※)	取組概要(※)

※ 事業名や主たる取組名を記載すること。

1. 評価委員会での評価コメント、目標達成に向けた指導・助言等

--

2. 低調と評価された要因

--

3. 目標達成に向けた方策

--

4. 改善状況

--

令和●年度 農山漁村振興交付金(●●対策) 事業実施主体 評価一覧

1. 事業評価の実施

令和●年度に実施された「農山漁村振興交付金(●●対策)」の事業について、「農山漁村振興交付金(●●対策)実施要領」(●●●年●月●日付け●農振第●●号農林水産省農村振興局長通知)第●の●の規定に基づき、評価を行ったので、その結果を公表する。

2. 事業評価結果の総括

令和●年度に交付金事業を実施した●●内の●地区について、取組の実施状況、成果等を総合的に評価した。その結果、優良と認められる地区が●地区、良好と認められる地区が●地区、総合的に低調と認められる地区が●地区との評価結果となった。総合的に低調と認められる地区に対しては、重点的な指導、助言等を行う。また、今年度の評価対象ではないが昨年度に重点指導の対象となっていた●地区について、重点指導の結果を評価した。その結果、来年度も引き続き重点的な指導、助言等を行う地区は●地区であった。

3. 各地区の評価結果

●件(うち●地区は、今年度評価対象ではないが昨年度重点指導となっていた地区)

農政局等	都道府県	市町村	事業実施主体名	事業実施段階								評価	評価コメント
				R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8		

(注1) 「事業実施段階」の凡例: ソフト対策 ○●交付対象年度(計画) ●●交付対象年度(実施済) □●目標年度(計画) ■●目標年度(実施済)
ハード対策 ☆●交付対象年度(計画) ★●交付対象年度(実施済) ◇●目標年度(計画) ◆●目標年度(実施済)
重点指導 ▼●重点指導(通知) △●重点指導(結果報告予定) ▲●重点指導(結果報告)

(注2) 「評価」の区分: A●優良 B●良好 C●低調 評価対象外●評価対象外

4. 第三者機関の意見聴取

農山漁村振興交付金(●●対策)実施要領(●●●年●月●日付け●農振第●●号農林水産省農村振興局長通知)第●の●の規定に基づき、第三者機関である「農山漁村振興交付金(都市農村交流等)評価委員会」を組織し、評価に当たり意見の聴取を行った。評価委員会の委員及び開催概要は以下のとおり。

【評価委員会 委員】

委員長:●●(××大学教授)

委員:●●(××大学教授)、●●(××大学非常勤講師)、●●(××大学教授)、●●(××大学客員教授)

【令和●年度評価委員会の開催概要】

第1回評価委員会

- 1 日時:令和●年●月●日(●) XX:XX~XX:XX
- 2 場所:●●
- 3 議事概要
 - ① 令和●年度評価対象地区の評価方法について
本年度の評価方法について、説明を行い了承を得た。
 - ② 令和●年度評価対象地区の評価及び取組状況について
令和●年度に事業を実施した●地区の、取組概要、評価案及び評価が低調と認められる地区に対する重点指導演案に関して説明し、
質疑応答を行った。
また、今年度の評価対象外ではあるが、昨年度に重点指導対象となっていた●地区の、重点指導結果に関して説明し、質疑応答を行った。
- 4 主な意見

第2回評価委員会

- 1 日時:令和●年●月●日(●) XX:XX~XX:XX
- 2 場所:●●
- 3 概要
 - ・第1回評価委員会における質問への回答及び評価結果案
令和●年度に事業を実施した●地区の評価案等に関して、了承を得た。
また、今年度の評価対象外ではあるが、昨年度に重点指導対象となっていた●地区の重点指導結果に関して、了解を得た。
- 4 主な意見